

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
第 2 章 ビルジ等排出防止設備 (ビルジ用濃度監視装置) 7.4 (a) ビルジ用濃度監視装置を較正したことを証する書類は、定期検査毎に製造者(製造者により公認された者を含む。)により公認された者を含む。により較正されたことを証明する書類とする。	第 2 章 ビルジ等排出防止設備 (ビルジ用濃度監視装置) 7.4 (a) ビルジ用濃度監視装置の較正をしたことを証する書類は、定期検査毎に製造者(製造者により公認された者を含む。)により較正された者を証明する書類とする。	MEPC. 285 (70) 対応 (ビルジ用濃度監視装置のガイドライン改正の取入れ)
第 8 章 海洋汚染防止緊急措置手引書等 (海洋汚染防止緊急措置手引書等) 35. 3 (a) 有害水バラスト汚染防止措置手引書に記載すべき内容については、本項の規定によるほか、IMO 決議 MEPC. 127 (53) "Guidelines for Ballast Water Management And Development of Ballast Water Management Plans (G4)" B 部によること。 (b) 有害水バラスト汚染防止措置手引書の様式については、附属書 [18] によること。 (c) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 299 号)附則第 5 条第 1 項に規定する特定現存船からの有害水バラスト排出については、本項第二号、有害水バラストの不適正な排出を防止するためにるべき措置として有害水バラスト汚染防止措置手引書に記載すること。	第 8 章 海洋汚染防止緊急措置手引書等 (海洋汚染防止緊急措置手引書等) 35. 3 (a) 有害水バラスト汚染防止措置手引書に記載すべき内容については、本項の規定によるほか、IMO 決議 MEPC. 127 (53) "Guidelines for Ballast Water Management And Development of Ballast Water Management Plans (G4)" B 部によること。 (b) 有害水バラスト汚染防止措置手引書の様式については、附属書 [18] によること。 (c) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 299 号)附則第 5 条第 1 項に規定する特定現存船からの有害水バラスト排出については、本項第二号、有害水バラストの不適正な排出を防止するためにるべき措置として有害水バラスト汚染防止措置手引書に記載すること。	有害水バラスト処理設備相当検査等業務要領の取入れ(特に記載がある場合を除く。以下同じ) ※附属書 [18]: 別添 1 参照
第 2 章 ビルジ等排出防止設備 (ビルジ用濃度監視装置) 7.4 (a) ビルジ用濃度監視装置の較正をしたことを証する書類は、定期検査毎に製造者(製造者により公認された者を含む。)により公認された者を証明する書類とする。	第 8 章 海洋汚染防止緊急措置手引書等 (海洋汚染防止緊急措置手引書等) 35. 3 (a) 有害水バラスト汚染防止措置手引書に記載すべき内容については、本項の規定によるほか、IMO 決議 MEPC. 127 (53) "Guidelines for Ballast Water Management And Development of Ballast Water Management Plans (G4)" B 部によること。 (b) 有害水バラスト汚染防止措置手引書の様式については、附属書 [18] によること。 (c) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 299 号)附則第 5 条第 1 項に規定する特定現存船からの有害水バラスト排出については、本項第二号、有害水バラストの不適正な排出を防止するためにるべき措置として有害水バラスト汚染防止措置手引書に記載すること。	有害水バラスト処理設備相当検査等業務要領の取入れ(特に記載がある場合を除く。以下同じ) ※附属書 [18]: 別添 1 参照
35. 5 (a) 油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書、海洋汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書又是有害水バラスト汚染防止措置手引書、船舶内に有する者が必要に応じて直ちに参照できる場所(例えば、船舶職員、部員等が見やすい船橋等の場所)に備え置き、又は掲示しておくこと。	35. 3 (a) 油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書、海洋汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書は、定期検査、中間検査又は臨時検査に合格したものと見なす。船舶内に有する者が必要に応じて直ちに参照できる場所(例えば、船舶職員、部員等が見やすい船橋等の場所)に備え置き、又は掲示しておくこと。	BWM. 2/Circ. 62 対応(航路上に有害水バラスト排出を行いう水城が存在しない現存船)

<p><b>第9章 有害水ペラスト処理設備</b></p> <p>(有害水ペラスト処理設備)</p> <p>40-2.1 (a) 有害水ペラスト処理設備の技術上の基準については、本項によ るほか、「有害水ペラスト処理設備の型式指定等業務要領（平成 29年国海查第511号）」（以下「型式指定等業務要領」という。） 附属書〔1〕有害水ペラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (旧G8)」の「1」～「6」及び附属書〔2〕有害水ペラスト処理設 備の要件及び型式指定試験基準(新G8)の「1」～「8」を参照する こと（契約上の納入日（このよくなな付がない場合は、「実際の 配達日」）（以下「納入日」という。）が2020年10月28日より前 である有害水ペラスト処理設備にあつてはIMO決議 MEPC.174(58)"Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)" の内容を参照し、納入日が2020年10 月28日以降である有害水ペラスト処理設備にあつてはIMO決議 MEPC.279(70)"2016 Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)" の内容を参照すること。） (b) 本項第6号の「その他の異常」とは、規定流量の超過、バイペ ス使用等をいう。</p> <p>40-2.2 (a) 本項第1号の「点検及び整備が容易にできる場所」とは、次に 掲げる要件に適合していることをいう。 (1) 船舶職員等が日常の点検をするために、容易に近づくこと ができること。 (2) 一定の期間ごとに交換する必要がある部品の交換が容易に 船内できること。</p> <p>(b) 本項第2号の「安全の確保に係る措置」とは、有害水ペラスト 処理設備のバイパス使用や自動制御の解除による緊急的な有害 水ペラストの排出その他緊急時に船員等の安全を確保するた めに取られる措置をいう。</p> <p>40-2.3 (a) 本項の「できる限り当該水ペラストの排出口の近くの場所」</p>	<p>MEPC.279(70) 対応（2018年10 月28日以降は、 新ガイドライ ンである2016 GUIDELINES FOR APPROVAL OF BALLAST WATER MANAGEMENT SYSTEMS (G8)に より承認され ること） ※設置日につ いては、MEPC 71/4/18 (Date installed)の定 義)のとおり、 船舶への有害 水ペラスト處 理システムの 「契約上の納 入日」を意味 し、このような 日付がない場 合には、「実際 の配達日」を意 味する。</p>
--	---

<p>第10章～第12章 (略)</p> <p>第13章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標 (二酸化炭素放出抑制航行手引書)</p> <p>47.0 (a)～(b) (略)</p> <p>(c) 二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載例については、附属書[19]を参照すること。</p>	<p>第9章～第11章 (略)</p> <p>第12章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標 (二酸化炭素放出抑制航行手引書)</p> <p>47.0 (a)～(b) (略)</p> <p>(c) 二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載例については、附属書[18]を参照すること。</p>
	<p>附 則</p> <p>この改正は、平成29年9月8日から適用する。</p>

## ○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得 新旧対照表

		現 行		備 考
改 正 後				(傍線の部分は改正部分)
第 2 章の 4 船舶からの有害水ペラストの排出の規制 (有害水ペラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶からの有害水ペラストの排出の承認の申請等) 12-14-7-1. 1(a) 法第 17 条第 2 項第 5 号の承認は、陸上における試験、研究又は調査(以下「試験等」という。)の成果により有害水ペラストの排出による海洋の汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、試験等のために有害水ペラスト処理設備を使用する交付を受けていない有害水ペラスト処理設備を使用する合理的な理由のある場合に行うものとする。 (a) の承認に係る取扱いについては、附属書 [1] によること。	(新設)			有害水ペラスト処理設備相 当検査等業務 要領の取れ ※附属書 [1] : 別添 2 を参照
(有害水ペラスト処理設備を設置すべき船舶) 12-14-12(a) 本条第2号の「恒久的に閉鎖されている」とは、船舶の外部とつながっている配管のない閉鎖系であるもの、又は外部につながる配管を全て閉止フランジで封鎖しシール等で封印してありその旨を有害水ペラスト汚染防止措置手引書に明記しているものをいう。	(新設)			第 2 章の 4 船舶からガスの放出規制 12-17-6-2. 1(a) (略) (b) (a) の承認に係る取扱いについては、附属書 [2] によること。
第 2 章の 6 船舶からの排出ガスの放出規制 12-17-6-3(a) (略) (b) (a) の承認に係る取扱いについては、附属書 [2] によること。 附属書 [1] 有害水ペラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶からの有害水ペラストの排出の承認について	(新設)			第 2 章の 4 船舶からガスの放出規制 12-17-6-2. 1(a) (略) (b) (a) の承認に係る取扱いについては、附属書 [1] によること。

附属書 [2] 硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等 (略)	附屬書 [1] 硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等 のための船舶における燃料油の使用に係る承認について (略)
附 則 この改正は、平成29年9月8日から適用する。	

